

## 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書類 （建設工事、測量・建設コンサルタント等業務）の作成の手引き

国立研究開発法人産業技術総合研究所の建設工事、測量・建設コンサルタント等業務の契約に係る競争入札参加者に必要な資格の取得については、次により申請の手続きを行ってください。

ただし、経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領（38 会第 391 号）に基づき資格決定された者については、当所の資格も有しているものとみなしますので、新たに当所の資格を取得する必要はありません。

なお、当所は、国の競争参加者資格申請の受付機関に指定されていませんので、当所の資格審査決定を受けても国の競争参加者資格を取得したことにはなりません。

### 1. 申請の方法

一般競争（指名競争）に参加しようとする者は、申請（受付）期間に、申請（受付）場所あて、次号に掲げる申請書等の関係書類を郵送、持参または電子メールにて提出してください。

#### 1-1 申請（受付）期間

定期審査申請：令和 7 年 1 月 6 日から令和 7 年 1 月 31 日まで（土、日曜日及び祝日を除く）

資格の有効期間：令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

随時審査申請：令和 7 年 2 月 3 日から（土、日曜日及び祝日を除く）

資格の有効期間：資格を付与した日から令和 9 年 3 月 31 日まで

※希望する調達案件の入札に間に合うよう、2-3 週間程度、余裕をもってお早めに申請してください。

#### 1-2 申請(受付)場所（令和 7 年 7 月 1 日現在）

〒305-8561 茨城県つくば市東 1-1-1 中央事業所 1 群 1-1 棟 3 階

国立研究開発法人産業技術総合研究所 研究環境整備本部 調達部 調達管理室

TEL：029-861-2030

e-mail：[cho-hacchu-ml@aist.go.jp](mailto:cho-hacchu-ml@aist.go.jp)

受付時間：9 時 00 分から 17 時 15 分まで（土、日曜日及び祝日を除く）

#### 1-3 資格申請の要件

##### (1) 資格審査が受理されない場合

下記のような申請の場合、申請受付ができませんので、ご注意ください。

① 書類不備

② 申請者の対応不備

申請者が受付・審査担当者からの申請内容の不備の確認に対応しない場合

##### (2) 各法人・個人事業主に 1 資格

1 つの法人・個人事業主に対し 1 資格として資格決定通知書を発行するため、支店や営業所での申請は受理できません。

登記事項証明書及び納税証明書で確認できる本社（本店）の商号（屋号）で申請を受けてください。

受理できない事例

- ・支店や営業所等からの申請  
(例) ○○建設株式会社 筑波支店

## 1-4 審査結果

資格審査結果は、申請者に「資格決定通知書」の発行により通知（郵送）します。

## 2. 申請者が提出する書類

### 2-1 建設工事

- (1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式第1号）
- (2) 添付書類（※詳細については、5 ページ：4-2 を参照）

添付書類一覧	
①	総合評価値通知書等の写し
②	納税証明書（その2）の写し
③	納税証明書の写し（法人の場合はその3又はその3の3、個人の場合はその3又はその3の2）
④	工事経歴書（様式第1号の2）（提出は任意）
⑤	建設共同企業体協定書の写し（建設共同企業体として申請する者に限る）
⑥	共同企業体等調書（様式第1号の3）（共同企業体及び官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する者に限る）
⑦	委任状（行政書士等の代理申請による場合）

※納税証明書については、発行日から受付到着まで3か月以内のものに限ります。

### 2-2 測量・建設コンサルタント等業務

- (1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）（様式第3号）
- (2) 添付書類（※詳細については、10 ページ：6-2 を参照）

業者種別	添付書類一覧
法人	<ol style="list-style-type: none"><li>① 測量等実績調書（様式第3号の2）</li><li>② 技術者経歴書（様式第3号の3）</li><li>③ 登記事項証明書の写し ※履歴事項全部証明書</li><li>④ 財務諸表類（1年分） ※試算表等や連結財務諸表類は不可</li><li>⑤ 納税証明書（その2）の写し</li><li>⑥ 納税証明書（その3又はその3の3）の写し</li><li>⑦ 登録証明書等の写し ※測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による登録、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定による登録、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条の規定による登録、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条の規定による登録、その他の登録等を受けている者に限る</li><li>⑧ 委任状 ※行政書士等の代理申請による場合</li></ol>

個人	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 測量等実績調書（様式第3号の2）</li> <li>② 技術者経歴書（様式第3号の3）</li> <li>③ 財務諸表類（1年分） ※申請日直前1年以内に税務署に提出した、「所得税青色申告決算書（青色申告）」または「その他確定申告書（白色申告）」</li> <li>④ 納税証明書（その2）の写し</li> <li>⑤ 納税証明書（その3又はその3の2）の写し</li> <li>⑥ 登録証明書等の写し ※測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による登録、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定による登録、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条の規定による登録、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条の規定による登録、その他の登録等を受けている者に限る</li> <li>⑦ 委任状 ※行政書士等の代理申請による場合</li> </ul>
----	--

**※登記事項証明書及び納税証明書については、発行日から受付到着まで3か月以内のものに限ります。**

### 3. 申請書類の作成方法（共通）

#### 3-1 注意事項

- (1) 申請書は、黒のボールペン等で、わかりやすく丁寧に記入してください。申請書へ直接入力しても結構です。
- (2) 記入事項は、申請日現在で記入してください。また、決算に関する事項については、申請日以前の直近のものを原則とし、金額は千円単位（百円以下を四捨五入）で記入してください。
- (3) フリガナの欄は、カタカナで記入してください。
- (4) 添付書類のうち登記事項証明書及び納税証明書については、受付到着時点で**発行日から3か月以内**のものに限ります。
- (5) 添付書類のうち諸証明書については、複写機等により複写したもので、内容が鮮明であれば写しでも可能です。
- (6) 添付書類のうち添付することが著しく困難であると認められる書類がある場合には、当該書類の記入の事実を確認できる他の書類をもって代えることができます。
- (7) 申請書類は、すべてA4版とし、それより大きいもの又は小さいものについては、拡大又は縮小してください。なお、提出方法は申請書類上部をクリップ留めとし、ファイルは不要です。

#### 3-2 外国の事業者が申請する場合

- (1) 押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができます。
- (2) 申請書の「住所」欄については、本店の所在する国名及び所在地名を記入してください。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記入してください。
- (3) 登記事項証明書に代えて、当該国の所管官庁又は権限のある機関の発行する書面とすることができます。
- (4) 申請書は日本語で作成するとともに、添付書類のうち外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付してください。
- (5) 申請書類の金額表示は、日本国通貨とし、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に

規定する申請日現在有効の外国貨幣換算率により換算した金額を記入してください。

#### 4. 建設業者の申請書及び添付書類の作成方法

##### 4-1 申請書（様式第1号）の作成方法

(1) 「02 住所」から「10 E-MAIL」までの各欄は、次により左詰め（「05 許可番号」および「06 適格組合証明」を除く）で記入してください。

① 「02 住所」欄及び「03 商号又は名称」欄は、登記されているものをご記入ください。

「02 住所」欄の都道府県名及び「03 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナを記入する必要はありません。また、「丁目」、「番地」は「-（ハイフン）」により記入してください。なお、外国業者が申請する場合は、本店の所在する国名及び所在地名を記入してください。

(例)

ツバシウガノ
茨城県つくば市梅園1-1-1

② 「05 許可番号」欄には、許可を受けている建設業の許可番号（8桁）を総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもので、申請日の直近のものをいう。以下同じ）から転記してください。

③ 「06 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する場合、各地方の経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記入してください。ただし、申請時の優遇措置（組合に所属する個人や団体の売上実績の合算等）を受けず、組合単体で申請する場合、記入は不要です。

④ 「07 代表者氏名」及び「08 担当者氏名」欄については、姓と名の間は1文字分あけてください。

(例)

サノヲ 知
産総 太郎

⑤ 「09 電話番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、「-（ハイフン）」で区切り、（ ）は使用しないでください。「10 E-MAIL」欄については、当所からの連絡に対応できるアドレスを記載してください。

(例)

029-862-6××3
--------------

(2) 「11 外資状況」欄については、外国資本がおおむね50%を越える場合に記入してください。

① 本社（本店）が海外にある場合は、「1 外国籍会社 [国名： ]」に国名を記入してください。なお、複数の国の合計で外国資本が100%の場合、代表国を1か国記入してください。日本支社の登記がある会社も含まれます。

② 本社（本店）が日本にあるが、外国企業等が全額出資している場合は、「2 日本国籍会社 [国名： ]」に国名を記入してください。なお、複数の国で外国資本が100%の場合、代表国を1か国記入してください。

③ 本社（本店）が日本にあるが、一部外国資本の会社である場合は、「3 日本国籍会社 [国名： ]（比率： %）」に国名及び比率を記入してください。

(3) 「12 営業年数」欄には、競争への参加を希望する工事の種類（以下「競争参加資格希望工種」という。）に係る建設業の許可又は登録を受けて事業を開始した日（2業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間から、当該事業を中断した期間を控除した期間（1年未満切捨て）を記入してください。

なお、共同企業体の場合は同算定方法による各構成員の平均年数（1年未満切捨て）を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は同算定方法による組合及び審査対象者の平均年数（1年未満切捨て）を記入してください。

(4) 「13 総職員数」欄には、審査基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者（建設業以外の事業に従事する者を含む。）に、法人にあっては、取締役又はこれらに準ずる者で常勤の者の数を、個人にあってはその者又はその支配人で常勤の者の数を加えた数を記入してください。

(5) 「14 完成工事高」の各欄については、次により記入してください。

「②年間平均完成工事高」欄には、**別表1に掲げる区分に応じて**「① 競争参加資格希望工種区分」欄の競争参加希望工種ごとに完成工事高（消費税を含まない金額。以下本項目において同じ。）を記入するほか、これら以外の完成工事高を同欄の「その他」に一括して計上してください。なお、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体又は吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている工事業に係るものに限る。）を含めた完成工事高を記入してください。

また、共同企業体の場合は各構成員の完成工事高の合計金額を、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の完成工事高の合計金額をそれぞれ記入してください。

なお、「② 年間平均完成工事高」とは、総合評定値通知書等における「年平均」と同じです。

## 4-2 添付書類

(1) 総合評定値通知書の写し（複写機等によりA4版に縮小した鮮明なもの。）

※共同企業体の場合は、各構成員の総合評定値通知書等の写しを、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、組合及び審査対象者の総合評定値通知書等の写しをそれぞれ提出してください。

(2) 納税証明書の写し

（法人の場合）

・その2（「法人税」の所得金額を証明するもの）

※納税証明書その2の事業年度が、最新の決算書の期間と一致するように取得してください。

※新設法人や公益法人等の理由により納税証明書その2が取得できない場合は、申請の際その旨申告してください。

・その3又はその3の3（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額がない証明がされているもの）

※未到来の納付期限の但し書きが本文中にある場合でも、納税証明書が提出できれば、申請時点で未納がないことの証明がなされているので、添付書類として扱います。

ただし、納付期限が申請日に近く（2週間を目安）、資格審査受付時点で納付期限を過ぎてしまうことが予想される場合は、納付後に納税証明書を取得してください。

（個人の場合）

- ・その2（「申告所得税又は申告所得税及復興特別所得税」の所得金額を証明するもの）

※納税証明書その2の年分が、最新の確定申告書の年分と一致するように取得してください。

※納付すべき税額が無い等の理由により納税証明書その2が取得できない場合は、申請の際その旨申告してください。

- ・その3又はその3の2（「所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額がない証明がされているもの）

※未到来の納付期限の但し書きが本文中にある場合でも、納税証明書が提出できれば、申請時点で未納がないことの証明がなされているので、添付書類として扱います。

ただし、納付期限が申請日に近く（2週間を目安）、資格審査受付時点で納付期限を過ぎてしまうことが予想される場合は、納付後に納税証明書を取得してください。

※適格組合にあっては、組合と構成組合員のそれぞれに係る納税証明書を添付してください。

- (3) 工事経歴書（様式第1号の2）※提出は任意です。

この様式については、末尾にある記入要領に従って記入することとし、記入事項が1葉で終わらない場合は、同一の様式で延長してください。このときには、様式の裏面に記入して差し支えありませんが、表面にその旨を注記してください。

※共同企業体の場合は共同企業体として施工した工事及び構成員が施工した工事について、官公需適格組合で総合点数の算定の特例扱いを希望する場合は組合として施工した工事及び審査対象者が施工した工事について、それぞれ記入してください。

なお、本様式は経営規模等評価申請書に添付した工事経歴書の写しでも可とします。

- (4) 建設共同企業体協定書の写し

建設事業を共同連帯して営むことを目的として定めた構成員の協定書の写しをいいます。建設共同企業体として申請する場合は提出してください。

- (5) 共同企業体等調書（様式第1号の3）

共同企業体及び官公需適格組合で総合点数の算定の特例扱いを希望する申請者が提出するものであり、共同企業体の場合及び官公需適格組合にあっては組合のほか審査対象者が4事業者までの場合（以下「A者の場合」という。）には、共同企業体等調書（その1）及び共同企業体等調書（その3）を作成し、これを超える事業者からなる場合（以下「B者の場合」という。）には、共同企業体等調書（その1）、共同企業体等調書（その2）、共同企業体等調書（その3）及び共同企業体等調書（その4）を作成して提出してください。

各欄については、次により記入してください。

- ① 「技術職員数」欄には、総合評定値通知書の「技術職員数」欄に記入されている建設工事の種類別の技術職員数を、共同企業体にあっては構成員ごとに、官公需適格組合にあっては組合及び審査対象者ごとに、1級、講習受講、基幹、2級及びその他の「①」から「⑪」の各欄にそれぞれ転記し、その合計数値を「計」欄に記入してください。また、A者の場合には、①から

⑤までの各欄の合計数値を「⑥or 計」欄に記入してください。

- ② 「自己資本額及び利益額」欄には、総合評定値通知書の「自己資本額」欄に記入されている金額を上段、「利益額」欄に記入されている数値を下段にそれぞれ上記①の区分により転記する。また、「⑥or 計」欄及び「計」欄についても上記①の方法により記入してください。
- ③ 「経営状況」欄には、総合評定値通知書の「経営状況」欄の「評点（Y）」欄に記入されている点数を上記①の区分により転記してください。また、「⑥or 計」欄及び「計」欄についても上記①の方法により記入してください。
- ④ 「その他の評価項目」欄には、総合評定値通知書の「その他の審査項目（社会性等）」欄の「評点（W）」欄に記入されている点数を上記①の区分により転記してください。また、「⑥or 計」欄及び「計」欄についても上記①の方法により記入してください。
- ⑤ 「元請完成工事高」欄には、総合評定値通知書の「元請完成工事高」欄に記載されている建設工事の種類別の元請完成工事高を上記の①の区分により転記してください。また、「⑥or 計」欄及び「計」欄についても上記①の方法により記入してください。

⑥

#### (6) 委任状

代理人が代理申請をする場合には、申請者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を提出してください。

## 5. 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に係る契約のうち登録の工事種類に係る契約です。

## 6. 測量業者等の申請書及び添付書類の作成方法

### 6-1 申請書（様式第3号）の作成方法

(1) 「02 住所」から「09 E-MAIL」までの各欄は、次により左詰め（「05 適格組合証明」を除く）で記入してください。

① 「02 住所」欄及び「03 商号又は名称」欄は、登記されているものをご記入ください。

「02 住所」欄の都道府県名及び「03 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナを記入する必要はありません。また、「丁目」、「番地」は「ー（ハイフン）」により記入してください。なお、外国業者が申請する場合は、本店の所在する国名及び所在地名を記入してください。

(例)

ツバシウガノ
--------

茨城県つくば市梅園 1 - 1 - 1
---------------------

② 「05 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する場合、各地方の経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記入してください。ただし、申請時の優遇措置（組合に所属する個人や団体の売上実績の合算等）を受けず、組合単体で申請する場合、記入は不要です。

③「06 代表者氏名」及び「07 担当者氏名」欄については、姓と名の間は1文字分あけてください。

(例) 

サノヲ 知
産総 太郎

④「08 電話番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、「- (ハイフン)」で区切り、( ) は使用しないでください。「09 E-MAIL」欄については、当所からの連絡に対応できるアドレスを記載してください。

(例) 

029-862-6××3
--------------

(2) 「10 登録を受けている事業」欄については、次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記入してください。

- ①「測量業者」欄は、測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合です。
- ②「建築士事務所」欄は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合です。
- ③「建設コンサルタント」欄は、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合です。
- ④「地質調査業者」欄は、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合です。
- ⑤「補償コンサルタント」欄は、補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条による登録を受けている場合です。
- ⑥「不動産鑑定業者」欄は、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録を受けている場合です。
- ⑦「土地家屋調査士」欄は、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて記入してください。）です。
- ⑧「司法書士」欄は、司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条による登録を受けている場合です。
- ⑨「計量証明事業者」欄は、計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録を受けている場合です。
- ⑩その他の登録等を受けている場合は、登録事業名等を空白の欄に記入してください。

(3) 「11 測量等実績高」の各欄については、**別表2に掲げる区分のうち希望する業種（以下「競争参加資格希望業種」という。）ごとに実績高に応じて**記入してください。

- ①「② 直前2年度分決算」及び「③ 直前1年度分決算」の欄には、競争参加資格希望業種ごとに記入してください。次に、「④ 直前2ヶ年間の年間平均実績高」欄は、「②」と「③」の金額の平均をそれぞれ記入してください。
- ②「直前1年度分決算」とは、審査基準日より前に確定した直前の1事業年度分の決算のことです。
- ③「直前2年度分決算」とは、直前1年度分決算よりさらに1年前の1事業年度分の決算のことです。

- ④決算が1事業年度1回の場合は、右側のみ（半期決算の場合は両方）に記入してください。
- ⑤個人企業から会社組織に移行した場合又は他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体又は吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている業種にかかわるものに限る。）を含めた実績を記入してください。
- ⑥官公需適格組合にあつては、組合と審査対象者のそれぞれの実績（申請をする業種と同じものに限る。）の合計を記入してください。
- (4) 「12 有資格者数」欄については、**別表3**の有資格者の範囲に従い当該職員数を記入してください。記入する有資格者数は自社の常勤職員のみとし、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員数は記入しないでください。ただし、土地家屋調査士法第63条により設立された公共嘱託登記土地家屋調査士協会については、同法同条規定の社員の有資格者数、また、司法書士法第68条により設立された公共嘱託登記司法書士協会については、同法同条規定の社員の有資格者数を含めて記入することができます。
- (5) 「13 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門」欄については、建設コンサルタント登録規程及び補償コンサルタント登録規程に基づいて登録を受けている部門について、それぞれの登録部門に対応する番号に○印を付してください。
- (6) 「14 自己資本額」の各欄については、次により記入してください。
- ①「① 株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え、自己株式を減じた額を記入してください。
- また、外資系企業の場合には、「① 株主資本」合計額の上段（ ）内に外国資本の額を内数で記入してください。組合にあつては組合の基本財産と組合員の払込資本金に、利益剰余金を加えた額の合計額を記入してください。
- ②「② 評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰越ヘッジ損益、土地再評価差額金があつた場合には、その合計の額を記入してください。
- ③「③ 新株予約権」欄には、新株予約権があつた場合には、その額を記入してください。
- 個人にあつては、「計」欄（P）に、純資産合計の額を記入してください。
- (7) 「15 損益計算書」の「税引前当期利益」欄は、直前1年度分決算によって記入してください。
- (8) 「16 貸借対照表」の「① 流動資産」、「② 流動負債」、「③ 固定資産」及び「④ 総資本額」の各欄は、直前1年度分決算によって記入してください。
- (9) 「17 経営比率」の「① 総資本純利益率」、「② 流動比率」及び「③ 自己資本固定比率」の各欄は、それぞれ小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点以下第一位までの数値を記入してください。
- (10) 「18 外資状況」欄については、外国資本がおおむね50%を越える場合に記入してください。
- ①本社（本店）が海外にある場合は、「1 外国籍会社 [国名： ]」に国名を記入してください。な

お、複数の国の合計で外国資本が100%の場合、代表国を1か国記入してください。日本支社の登記がある会社も含まれます。

②本社(本店)が日本にあるが、外国企業等が全額出資している場合は、「2 日本国籍会社[国名: ]」に国名を記入してください。なお、複数の国で外国資本が100%の場合、代表国を1か国記入してください。

③本社(本店)が日本にあるが、一部外国資本の会社である場合は、「3 日本国籍会社[国名: ] (比率: %)」に国名及び比率を記入してください。

(11)「19 営業年数等」の「④ 営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日(2業種以上のときは最も早い開始日)から基準日までの期間から、当該事業で中断した期間を控除した期間(1年未満切捨て)を記入してください。

(12)「20 常勤職員の数」の「① 技術職員」及び「②事務職員」の各欄には、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等の業務に従事している職員の数を、「③ その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を記入してください。また、「④計」欄には、法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記入し、「⑤ 役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記入してください。なお、本項における「常勤雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項(定期・定額給与の支払い対象者、社会保険料の納付対象者であること等)を有することをいいます。

## 6-2 添付書類

(1) 測量等実績調書(様式第3号の2)及び技術者経歴書(様式第3号の3)

この2様式については、各様式の末尾にある記入要領に従って記入することとし、記入事項が1葉で終わらない場合は、同一の書式で延長してください。このときには、様式の裏面に記入して差し支えないが、表面にその旨を注記してください。

(2) 登記事項証明書の写し(法人の場合)

登記事項証明書とは、商業登記法(昭和38年法律第125号)第6条第5号から第9号に規定する株式会社登記簿等に記録されている事項を証明した書面(同法第10条に規定する書面をいう。)をいいます。

(3) 財務諸表類

(法人の場合)

申請者が自ら及び会計士等が作成した直前1年間の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書や正味財産増減計算書、収支計算書及び財産目録等です。

※試算表等や連結財務諸表類は認められません。

※適格組合にあっては、組合と構成組合員のそれぞれに係る財務諸表類を添付してください。

(個人の場合)

申請者自らが作成した独自書式の財務諸表ではなく、税務署への確定申告時の書類で、青色申

告や青色申告以外の確定申告書です。

※適格組合にあつては、組合と構成組合員のそれぞれに係る財務諸表類を添付してください。

#### (4) 納税証明書の写し

(法人の場合)

- ・その2(「法人税」の所得金額を証明するもの)

※納税証明書その2の事業年度が、最新の決算書の期間と一致するように取得してください。

※新設法人や公益法人等の理由により納税証明書その2が取得できない場合は、申請の際その旨申告してください。

- ・その3又はその3の3(「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額がない証明がされているもの)

※未到来の納付期限の但し書きが本文中にある場合でも、納税証明書が提出できれば、申請時点で未納がないことの証明がなされているので、添付書類として扱います。

ただし、納付期限が申請日に近く(2週間を目安)、資格審査受付時点で納付期限を過ぎてしまうことが予想される場合は、納付後に納税証明書を取得してください。

(個人の場合)

- ・その2(「申告所得税又は申告所得税及復興特別所得税」の所得金額を証明するもの)

※納税証明書その2の年分が、最新の確定申告書の年分と一致するように取得してください。

※納付すべき税額が無い等の理由により納税証明書その2が取得できない場合は、申請の際その旨申告してください。

- ・その3又はその3の2(「所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額がない証明がされているもの)

※未到来の納付期限の但し書きが本文中にある場合でも、納税証明書が提出できれば、申請時点で未納がないことの証明がなされているので、添付書類として扱います。

ただし、納付期限が申請日に近く(2週間を目安)、資格審査受付時点で納付期限を過ぎてしまうことが予想される場合は、納付後に納税証明書を取得してください。

※適格組合にあつては、組合と構成組合員のそれぞれに係る納税証明書を添付してください。

#### (5) 登録証明書等の写し

6-1.(2)の①から⑩までに掲げた各登録等についての登録官署が発行する証明書をいいます。

なお、競争への参加を希望しない業種に係るものは提出を要しません。

#### (6) 委任状

代理人が代理申請をする場合には、申請者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を提出してください。

### **7. 参加できる競争契約の範囲**

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事等に関する設計、監理、調査等及び測量に係る契約のうち登録業種に係る契約です。

別表 1

## 「工種区分」

工 種 の 区 分	説 明 ( 具 体 的 内 容 )
土木一式	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設、補修、改造又は解体する工事
建築一式	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事
大工	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事
左官	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け又は、はり付ける工事
とび、土工、コンクリート	足場の組立、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立、工作物の解体等を行う工事、くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事、土砂等の掘削、盛上げ、締固め、コンクリートにより工作物を築造する工事、その他基礎的ないし準備的工事
石	石材（コンクリートブロック、擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事
屋根	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事
電気	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事
管	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事
タイル、れんが、ブロック	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事
鋼構造物	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立により工作物を築造する工事
鉄筋	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事
ほ装	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等によりほ装する工事
しゅんせつ	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事
板金	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事
ガラス	工作物にガラスを加工して取付ける工事
塗装	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事
防水	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事
内装仕上	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイルカーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事
機械器具設置	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事
熱絶縁	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事
電気通信	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事
造園	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事
さく井	さく井機械等を用いてさく孔、さく井等を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事
建具	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事
水道施設	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事
消防施設	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事
清掃施設	し尿処理施設又はごみ処理を設置する工事

解体	工作物解体工事
----	---------

別表 2

「業種区分」

業種の区分	説明 ( 具体的内容 )
測量	測量一般、地図の調製、航空測量
建築関係建設コンサルタント業務	建築一般、専門（意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械設備積算、電機設備積算、調査）
土木関係建設コンサルタント業務	土質及び基礎、鋼構造物及びコンクリート、河川・砂防及び海岸、電力土木、道路、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設機械、地質、造園、港湾及び空港、鉄道、上下水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、都市計画及び建設環境、その他
地質調査業務	地質調査
補償コンサルタント業務	土質調査、土地評価、物件、機械工作物、営業・特殊損失、事業損失、補償関連、不動産鑑定、登記手続等

## 別表 3

### 業種、及び有資格者の範囲

#### (1) 測量

①測量法（昭和24年法律第188号）による測量士又は測量士補の登録を受けている者

#### (2) 建築関係建設コンサルタント業務

①建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士の免許を受けている者、建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）17条の21による建築設備士である者

②建築士法による2級建築士の免許を受けている者（1級建築士の免許を受けている者を除く。）及び公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士試験（建築積算資格者試験）に合格し、登録を受けている者

#### (3) 土木関係建設コンサルタント業務

①技術士法（昭和58年法律第25号）による第2次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体機器（流体工学）」、「交通・物流機械及び建設機械」、「機構ダイナミクス・制御」、「熱・動力エネルギー機器」又は「機械設計」とするものに限る。）、電気電子部門、建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学（農業土木）」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）、情報工学部門又は応用理学部門（選択科目を「地質」とするものに限る。）に合格し、同法による登録を受けている者

②建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者

③計量法（平成4年法律第51号）による計量士（環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）に限る。）の登録をうけている者

④電気事業法（昭和39年法律第170号）による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者

⑤電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び線路主任技術者資格者証の交付を受けている者

⑥一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者

#### (4) 地質調査業務

①技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「土質及び基礎」とするものに限る。）又は応用理学部門（選択科目を「地質」とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者

②一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者

#### (5) 補償関係コンサルタント業務

①不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）による不動産鑑定士の登録を受けている者

②土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）による土地家屋調査士の登録を受けている者

③司法書士法（昭和25年法律第197号）による司法書士の登録を受けている者

④一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者